

大阪市港区防災サポーター（企業・事業所・店舗等）登録制度要綱

（目的）

第1条 この要綱は、大規模災害発生時において、企業・事業所や店舗等（以下「企業等」という。）の人的・物的資源を活用し、港区内の各地域において防災活動に協力し、被害の軽減や地域生活の早期復旧等に貢献する意思を有する企業等を事前に登録することを目的とする。

（協力内容）

第2条 企業等は、災害発生時において、自らの企業等の安全が確保できた後、可能な範囲で次の協力を行う。

- （1）労務、技術の提供
- （2）食料品、飲料水、日用品等物資の提供
- （3）駐車場、倉庫、客室、オープンスペース等の施設の開放
- （4）資機材等の提供
- （5）その他災害対策に必要な協力、支援

（登録手続等）

第3条 企業等の登録申込は、「大阪市港区防災サポーター（企業・事業所・店舗等）登録（変更）申込書」（様式第1号）において行うものとし、登録内容の変更についても同様とする。

2 企業等が登録を辞退する場合は、「大阪市港区防災サポーター（企業・事業所・店舗等）登録辞退届」（様式第2号）を提出するものとする。ただし、企業等が様式第1号による登録内容の変更又は様式第2号の提出をすることなく所在地が不明となった場合は辞退したものとみなす。

3 第1項の規定にかかわらず、区長は登録を希望する企業等が次のいずれかに該当するときは、登録の届出を受理しないものとする。

- （1）暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団
- （2）前号に掲げるもののほか、登録申込書を受理することが適当でないと区長が判断する企業等

(登録期間)

第4条 企業等の登録期間は、登録申込受付後から辞退届の提出までの期間とする。

(登録企業等の公表)

第5条 区長は、本制度に登録を行った企業等を区ホームページ等の広報媒体で公表することができる。ただし、公表を希望しない企業等については、この限りでない。

(費用の負担)

第6条 企業等が提供する支援にかかる一切の経費については、企業等の負担とし、支援によって生じた事故、破損等にかかる経費についても同様とする。

(秘密の保持)

第7条 企業等は、協力を通じて知り得た個人等の秘密を他に漏らしてはならない。本制度の登録企業等でなくなった場合も同様とする。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は区長が決定する。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。